

制限付き中津市一般競争入札告示

制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項および中津市契約規則（昭和40年9月1日中津市規則第10号）第22条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8年 1月 5日

契約担当者 中津市長 奥塚 正典



1. 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 市報等広告料収入事業委託業務
- (2) 期 間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (3) 業務の概要 「市報なかつ」および「中津市ホームページ」に企業等の広告を掲載し、広告料収入を得るために、本業務を広告代理店に委託する。

2. 入札等に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団関係者（暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）もしくは暴力団員と交わりを持つ者または暴力団もしくは暴力団員が経営を支配し、もしくは利用していると認められる企業もしくは団体をいう。）でないこと。
- (3) 3. 入札参加申込等（1）の【資格確認資料】をすべて提出できる者とする。
- (4) 広告代理店として法人登記している者で、中津市が行おうとする当該広告事業と同等以上の事業実績を有している者であること。



3. 入札参加資格の確認

(1) 入札等に参加する者に必要な資格に適合し、参加を希望する場合は、別に配布する一般競争入札参加申請書および必要に応じ関係資料（以下「資格確認資料」という。）を、持参または郵送により期限内に提出（到着）し、入札参加資格の認定を受けなければならない。ただし、中津市に広告代理業の入札参加資格を有する場合は、資格確認資料の提出を一部省略することができる。

【資格確認資料】

- ①一般競争入札（見積）参加申請書【様式1】
- ②一般競争入札（見積）参加資格審査調書【様式2-1、2-2】
- ③消費税事業者届出書【様式3】
- ④財務諸表【様式4】または直近の決算書・確定申告書（写し可）
- ⑤代表者身分証明書（写し可）

【法人】履歴事項全部証明書

【個人】申請者本人の本籍地の市町村で発行した証明書

- ⑥消費税及び地方消費税納税証明書（写し可）

所轄税務署で発行するもの【その3、その3の2またはその3の3のいずれか】

※非課税業者も未納がないことの証明として必ず提出すること

- ⑦誓約書

- ⑧その他該当者のみ提出する書類

(2) 入札参加申請書等の提出期間等

- ①期 間 令和8年1月6日（火）～1月16日（金）

（土曜日、日曜日、祝日および休日を除く）

- ②時 間 午前8時30分から午後5時15分まで

- ③配布場所 中津市役所4階 秘書広報課 広報係

（期間中は市ホームページにてダウンロード可）

- ③提出場所 〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3

中津市役所4階 秘書広報課 広報係

- ④提出部数 1部

(3) 入札参加資格等の確認は、確認資料の提出期日現在の事実をもって行うものとし、その結果は令和8年1月26日（月）までに通知する。

4. 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和8年2月4日(水)までに中津市役所 4階 秘書広報課 広報係 まで書面にて提出すること。

(2) (1)に対する回答は、令和8年2月12日(木)までに、説明を求められた者に対し書面にて行う。

5. 入札説明会

入札説明会は行わない。なお、入札書等の様式については、入札参加資格決定者に後日配布もしくは郵送する。

6. 仕様書に関する質問および期限についての連絡先

(1) 仕様書等についての質問については、令和8年2月13日(金)までに、下記へFAXにて行うこと。

中津市役所 秘書広報課 広報係

電話番号 0979-62-9870 (直通)

FAX 0979-24-7522

(2) (1)に対する回答は、令和8年2月20日(金)までに、全ての入札参加資格決定者に対しFAXにて行う。

7. 入札、開札の場所および日時

場所 大分県中津市豊田町14番地3 中津市役所3階 306会議室

日時 令和8年2月27日(金) 午前11時

※入札(応札)は郵送不可。

※入札場所には、入札者またはその代理人以外の者は入室することができない。

ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

※入札者またはその代理人は、入札開始時刻後においては入札場所に入室することができない。

8. 入札保証金および契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 納付（中津市契約規則第21条の規定による。ただし、過去2年間に、本市および国（公団等を含む。）または他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて、誠実に履行したと認められる者が入札に参加する場合で、参加申請書に該当業務の契約書の写しを添付したときは免除される。）
- (2) 契約保証金 免除（中津市契約規則第6条の規定による。）

9. 入札書記載に関する事項

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった希望金額から消費税および地方消費税額を除いた金額を入札書に記載すること。

10. 入札に関する注意事項

- (1) 入札者が代理人の場合は、代表者からの委任状を入札当日持参すること。
- (2) 代理人は入札書に代理人の名前で記入・押印し、印鑑は委任状と同じものを使用すること。

11. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ①入札者として資格のない者のした入札。
- ②競争に際し、不当に価格をせり上げまたは引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札。
- ③入札保証金を納付しない者、またはその金額に不足のある者がした入札。
- ④同一の入札について2以上の入札をした者のした入札。
- ⑤同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札。
- ⑥入札金額の訂正に、訂正印のない入札。

⑦入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札。

12. その他

- (1) 申請書等の作成にかかる費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に当市において無断で使用することはできないものとする。
- (3) 提出された申請書等は、返却しないものとする。
- (4) 提出期限後において申請書等の追加、差替えおよび再提出は認めない。
- (5) 入札者氏名および押印については、外国人にあっては署名をもって押印に代えることができる。
- (6) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本通貨による表示とし、消費税および地方消費税額抜きの金額で入札すること。
- (7) 入札参加者が1者となった場合は入札を中止する場合がある。
- (8) その他入札など契約に関する連絡先

中津市役所 秘書広報課 広報係

住 所 〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3

電 話 0979-62-9870 (直通)

U R L <https://www.city-nakatsu.jp/>

e-mail hishokouhou@city.nakatsu.lg.jp